

高知県就農サポート体制構築事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県就農サポート体制構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、就農希望者が栽培技術や経営力を身につけ、早期に経営確立を図るための実践研修に必要な施設の整備や、機械・設備の導入を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成対策実施要綱」という。）別記3（農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業）に基づき、取組主体が実施する研修農場の整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（事業内容、補助率及び補助対象経費等）

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の内容、取組主体、補助率及び補助対象経費は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（交付の条件）

第4条 取組主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- （3）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- （4）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （5）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （6）補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （7）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（市町村除く。）。

（事業計画の作成）

第5条 取組主体は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、知事が定める期日までに育成対策実施要綱別記3の別紙様式第2号による事業実施計画書を作成し、知事

の承認を受けなければならない。

2 取組主体は、既に承認を受けた事業実施計画について、次の各号いずれかの重要な変更を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増額又は国庫補助金の増額
- (3) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減額

(補助金の交付の申請)

第6条 取組主体は、補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 取組主体は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該取組主体に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(事業の着手)

第8条 取組主体は、補助事業に着手する場合は、原則として、前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要があるときは、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 取組主体は、補助事業の内容について、次の各号のいずれかの重要な変更をしようとするときは、事前に知事と協議の上、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は30%を超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による協議の際に、取組主体に対し、必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 取組主体は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過し

た日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした取組主体は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした取組主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（達成状況の報告）

第11条 取組主体は、実施計画で定めた事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、成果目標の達成状況について、当該年度の翌年度の6月20日までに育成対策実施要綱別記3の別紙様式第6号による達成状況報告書を報告しなければならない。

- 2 知事は、前項による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、取組主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、成果目標が達成されていないと判断するときは、取組主体に対し育成対策実施要綱別記3の別紙様式第8号による改善計画書を提出させるものとする。

（補助金の概算払の請求）

第12条 取組主体は、高知県補助金等交付規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）取組主体がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正な行為を行ったとき。
- （2）取組主体が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）取組主体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

（関係機関との連携）

第14条 補助事業の実施に当たって、県、取組主体、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、公益財団法人高知県農業公社、一般社団法人高知県農業会議、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター（平成25年法律第101号）、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった新規就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

第15条 知事は、必要に応じて取組主体に補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 取組主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は取組主体に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業内容	取組主体	補助率
研修農場の整備	1 市町村 2 協議会等（地方公共団体、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの） 3 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）	4 分の 3 以内

別表第 2（第 3 条関係）

費目	補助対象経費
農業用機械・設備 導入費	取得単価が 50 万円以上の農業用機械・設備の購入に要する経費 注：これらの据付等にかかる経費を含む。 注：リース又はレンタルによる導入は不可。
農業用施設整備費	農業用施設の新設、改良、リノベーション、これらに伴う撤去に要する以下の経費 1 工事費 2 実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。） 注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。

別表第3（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。